

# 令和5年度えひめの食べきり推進店応援企画事業委託業務仕様書

## 1 目的

本県では、食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）に基づき、令和3年3月に愛媛県食品ロス削減推進計画を策定し、2025年度（令和7年度）までに2020年度（令和2年度）比で本県の食品ロス量の10%削減を目指すことを推進目標としている。

本目標の達成のため、県民に「えひめの食べきり推進店（食品ロス削減の取組を実践する食品小売店舗を募集・登録する制度）」を幅広く周知し、食品ロス削減の意識啓発を図るとともに、同推進店舗の取組みを活性化するため、えひめの食べきり推進店応援企画を実施する。

## 2 委託業務名

令和5年度えひめの食べきり推進店応援企画事業委託業務

## 3 委託期間

契約の日から令和6年3月15日（金）まで

## 4 委託料

795,905円以内（消費税及び地方消費税を含む）

## 5 委託業務の内容

えひめの食べきり推進店応援キャンペーンの実施及び周知啓発

※「えひめの食べきり推進店」について

令和元年8月から本県が実施している事業で、対象は県内で食品を販売する小売店舗。現在、県内20市町で計253店舗が登録している。各登録店舗は下記取組項目から各店舗の実情に応じて実践している。

### 【取組項目】

- ① 店頭での手つかず食品（賞味・消費期限切れ食品）の削減につながる取組  
（例：賞味・消費期限の近い商品からの購入を啓発、値引き販売）
- ② 家庭での食べきり・使いきりにつながる取組  
（例：ばら売り、量り売り、少量パック販売）
- ③ 惣菜等の製造・調理段階での取組  
（例：売れ行きを見ながら、こまめな調理）
- ④ 休憩コーナー・イートインコーナー等における啓発  
（例：食べ残しのない利用の呼びかけ）
- ⑤ 食品ロス削減推進担当者を配置し、自社の取組のPRや社内での情報共有を実施
- ⑥ フードバンク活動等への支援  
（例：フードバンクや子ども食堂等への余剰食品の提供）
- ⑦ 食品リサイクルの推進  
（例：店舗から発生する食品廃棄物の堆肥化）
- ⑧ その他食品ロス削減につながる取組

(1) 基本的な業務内容

「えひめの食べきり推進店」で販売される食品に貼られた値引きシールを、規定の枚数（5枚程度を想定）集めて応募すると、抽選でプレゼントが当たるキャンペーンの実施。

(2) キャンペーン実施時期

11月～2月のうち約1か月以上の期間

(3) キャンペーン実施店舗

えひめの食べきり推進店（令和5年8月末現在253店舗）のうち、より多くの店舗に参加してもらえるよう努めること。

(4) 広報宣伝業務

- ・ 広報用ポスター又はPOP等作成
- ・ 新聞、雑誌、テレビ、インターネット、フリーペーパー、電車広告、SNS、ホームページ等の中から効果的な広報方法を選択のうえ実施すること。

(5) 事業運営業務

- ・ えひめの食べきり推進店へのキャンペーン協力依頼等
- ・ 応募用チラシ（応募はがき等の印刷）等の作成
- ・ 個人情報を含む応募者データの管理（応募はがきデータの入力・集計等）
- ・ プレゼント商品の作成・提供等  
（食品ロス削減につながる商品を選定し提供すること）

(6) その他事業を効果的に実施するために必要な業務

6 業務計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく事業の実施内容等の具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (3) 委託業務の実施状況について、県ホームページ等に掲載できるデータを提出すること。
- (4) 委託業務の実施にあたっては、県と緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。
- (5) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、県と十分な協議を重ねながら実施し、進捗状況を適宜報告すること。
- (2) 受託者は、本業務を統括する責任者を1名配置すること。

- (3) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。
- (4) 本業務により作成された成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、原則として、県に帰属する。
- (5) 広告物等に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- (6) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権者人格権を行使できないものとする。
- (7) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (8) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- (9) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。

## 8 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議のうえ、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務とする。